



とんどさん(南ヶ丘保育園、1月13日)

28火	27月	26日	25土	24金	23木	22水	21火	20月	19日	18土	17金	16木	15水	14火	13月	12日	11土	10金	9木	8水	7火	6月	5日	4土	3金	2木	1水
人権相談(八幡人権・交流センター) 13時~16時				年金相談(予約制) 文化センター3階第1講習室 10時~16時	女性専門相談(予約制) 八幡人権・交流センター 13時30分~16時30分	司法書士相談(予約は16日) 生活情報センター 13時30分~16時	弁護士相談(予約は14日) 生活情報センター 13時15分~16時	普通救命講習Ⅰ(消防本部) 9時~12時	くらしのセミナー 文化センター3階第5講習室 13時30分~15時	働く×育てるカフェ 文化センター3階第1講習室 10時~12時	行政相談(文化センター2階第1会議室) 13時30分~16時 オレンジカフェ 地域包括ケア複合施設YMBT 14時~16時	オレンジカフェ 市役所1階相談室(北玄関西側) 10時~14時 文化センター喫茶室 14時~16時	個別就職相談会	弁護士相談(予約は7日) 文化センター2階第1会議室 13時15分~16時	人権相談(八幡人権・交流センター) 13時~16時	建国記念の日			女性専門相談(予約制) 八幡人権・交流センター 13時30分~16時30分	家族介護者教室と昼食交流会 文化センター 10時30分~14時	障がい者(児)相談(肢体・聴覚) 男山公民館 13時~15時			八幡市ウォーキングの日 松花堂ふれあい市(11・18・25日) 昭乗広場 8時30分~10時30分	都々城茶会(四季彩館) 13時~16時	八幡市ウォーキングの日	ふれあい福祉相談(出張相談・火水木) 八寿園 13時30分~15時30分

2月のカレンダー(予定)



今月の主な内容

計画素案にご意見募集、避難準備情報の名称変更、平成28年火災救急救助統計 2面  
国保の届け出は14日以内に、思い出写真館 3面  
保険特集(国民健康保険料等の負担軽減、福祉医療制度のお知らせ) 4面  
税特集(住民税・所得税・復興特別所得税の申告) 5面  
税特集(譲渡所得等の申告、住宅の改修工事で固定資産税を減額) 6面  
子育て特集(ファミリーサポートセンターの会員募集、子育てすくすく) 7面

福祉特集(新たに委嘱された民生・児童委員を紹介) 8・9面  
年金、情報ひろば(市政・募集・イベント)、あなたも一言 10・11面  
相談、短信、生活、図書館 12・13面  
保健医療(健康診査・相談、予防接種、健康豆知識ほか) 14・15面  
まちの話題(皇后盃第35回全国都道府県対抗女子駅伝競走大会、成人式、第20回松花堂新春書初め席書大会、八幡市子ども会議) 16面

# 計画素案にご意見募集

市では、平成18年に策定した「八幡市人権のまちづくり推進計画」(平成25年に中間見直し実施)の期間が満了したことから、計画を継承発展させ一人権を大切に、みんなが力をあわせてまちづくりを進めるまちを実現するため「第2次八幡市人権のまちづくり推進計画」(仮称)を策定します。

法律や各種制度等の整合性を図るとともに、これまでの計画を継承させ、計画実現に向けた考え方を盛り込んだ第2次計画の素案をまとめました。この素案に多くの市民の皆さんから意見を募集します。

## 第2次八幡市人権のまちづくり推進計画(仮称)素案

- ① 郵送または持参 〒614-8073(八幡軸63) 八幡市人権・交流センター内 人権啓発課
  - ② ファックス送信 9803-45445
  - ③ 市ホームページ内の「お問い合わせフォーム」からメール送信
- ◆素案の閲覧場所 市ホームページ、市役所2階閲覧コーナー、人権啓発課窓口および市内公共施設等でご覧いただけます。
- ◆その他 電話、口頭でのご意見は正確に保存できない可能性があります。お断りしています。また、個々の意見等に対して直接、回答はできませんので、ご了承ください。
- ◆問い合わせ 人権啓発課 (☎981-3127)

## 避難準備情報の名称変更について

変更後の避難情報の名称	取るべき行動
避難準備 ・高齢者等避難開始	気象情報に注意し、危険を感じたら避難する。高齢者や障がいのあるなどは避難を始める
避難勧告	速やかに避難を始める
避難指示(緊急)	緊急に避難する

※赤字が名称変更・追記されたところ

平成28年の台風10号による水害では、東北・北海道の各地で甚大な被害が発生し、高齢者施設で入所者が亡くなる等、高齢者の被災が相次ぎました。高齢者施設において、適切な避難行動がとられなかったことを重く受けとめ、高齢者等が避難を開始する段階であるということを確認するため「避難準備情報」の名称を「避難準備・高齢者等避難開始」に変更しました。

「避難準備・高齢者等避難開始」は、健康な人は避難の準備をし、高齢者や体が不自由な人、あるいは避難に時間を要する人は避難を始める合図となります。避難情報(左上の表)は、緊急度に応じて市が発令し、防災行政無線をはじめ、携帯電話・広報車・テレビ・ラジオ等を通して皆さんにお知らせします。

## 水道事業経営懇談会を開催

水道事業の経営について、ご意見をいただくため、水道事業経営懇談会を開催しました。傍聴を希望される場合は、会場にお越しください。

日時 2月23日(木) 午後2時

場所 分庁舎会議室A  
傍聴定員 5人(先着順)  
▽傍聴受付 当日の午後1時40分~50分に会場入り口で行います。

◆問い合わせ 経営課

## 救急車の適正利用にご協力ください

近年、救急車の出動件数・搬送人員がともに増えています。そのため、現場に到着するまでに時間がかかっています。また、救急車で搬送した人の約半数以上が入院を必要としない軽症という状況です。

救急車は、突然倒れ意識や呼吸がない場合、激しい頭痛や腹痛、胸痛などがある場合、頭を打ち意識がもうろうとしている場合、ケガをして激しい出血がある場合、一刻も早く治療をしなければならぬ急病人やケガ人を病院に搬送するための緊急車両です。

ところが最近、軽いケガや症状だけで救急車を利用する人が増えています。これは、命にかかわるような事故や病気の人が病院内に搬送される場合、一刻も早く治療を受けたいが、診察してくる病院がわからないという人は、消防本部まで問い合わせてください。診察を受け付けてくれる病院を案内します。

市民のみなさんのご理解とご協力をお願いします。



**どーも 市長の堀口です**

「市民協働」を基本に、市長として2期目をスタートさせていたが、早や1年が経とうとしていきます。

本年、丁酉の年11月に、市制施行40周年を迎えます。千支の由来どおり、これまでの実り(成果・結果)を振り返り、それを活かして新たな一歩を進めていかなければなりません。

未だ記憶に新しいと思います。が、昨年4月の熊本地震では、災害対応の拠点となる庁舎が半壊などで使えなくなるという被害が発生しました。本市では厳しい財政状況の中、子どもたちの命を守るために、小・中学校などの耐震化をいち早く進めました。しかし、庁舎は調査の結果、耐震補強が必要ですが、未実施です。もしもの時の市民の皆様の生命と財産を守る拠点として、早急に対策を講じていかなければなりません。

今後、将来の八幡市に日々思いを馳せながら市政を考えてまいります。皆さまのご理解とご協力をお願いします。

「さくらであい館」は、淀川三川合流の地域振興、周遊促進の拠点となる国営公園のサービスセンターとして3月25日(土)に、淀川河川公園背割堤地区にオープンします。

**3.25 OPEN**  
今年の桜は空から見よう

完成イメージ

地域振興プログラムや室内を使った様々な学習会、サイクリングユーザーの休憩など多目的に使えるサービスセンター棟と、地上約25mの高さから1.4kmの桜並木を一望できる展望塔を備え、どなたでもご利用いただけます。

◆問い合わせ 淀川河川事務所 (☎072-843-2861)

## 平成28年 火災救急救助の統計まとまる

消防本部は、平成28年中に市内で発生した火災件数や救急・救助等の出動状況等をまとめました。総出動件数は4053件、1日平均約111件でした。

◆問い合わせ 消防本部

火災・救急統計		
消防本部 ☎981-4119		
平成28年1月~12月累計( )内12月分	27年同期累計	
火災出動	23件 (1件)	13件
火災以外の出動	249件 (21件)	201件
救急出動	3781件 (326件)	3775件
搬送人員	3518人 (314人)	3535人

# 国保の届け出は14日以内に

私たちは何らかの健康保険に加入しなければなりません。健康保険には、全国健康保険協会(協会けんぽ)、健康保険組合(組合健保)、健康保険組合(組合健保)、共济組合などの健康保険があります。

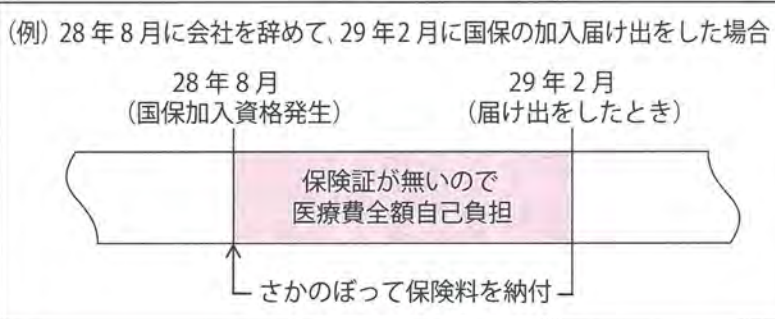
国民健康保険(国保)は、これらの健康保険に加入できない人が加入する健康保険です。家族の加入している健康保険などの扶養(同居していない)にも加入できる場合があります。加入しない場合は、それまで加入していた健康保険の任意継続の保険に加入されない場合は、国保に加入することになります。

就職や退職、転入や転出などに伴って国保の加入や脱退の手続きが必要になった場合は、必ず14日以内に国保医療課に届け出てください。

## 加入手続きが遅れると

届け出をした日からではなく、国保の加入資格が発生した月までさかのぼって保険料を納めなければなりません(避及制度)。また、その間の医療費は全額自己負担となります。

交通事故にあった時も届け出を。交通事故にあった時は、すぐに国保医療課に届け出てください。届け出をすれば国民健康保険証を使って治療を受けていただけです(一時的に国保が医療費を立て替え、加害者に請求します)。



八幡が町から市になった当時の思い出を、写真を交えながら連載で紹介していきます。

八幡市駅は、明治43年の京阪本線開通と同時に、「八幡駅」の駅名で開業。その後、「石清水八幡宮前駅」「八幡町駅」と改称を経て、市制施行に併せて「八幡市駅」となりました。駅舎と商店街に挟まれ、バスやタクシー、駅の利用者などで混雑していた駅前には、昭和58年に駅前広場が完成。駅のバリアフリー化も進められ、平成22年にはエレベーターや多目的トイレなどが設置されました。

## 思い出写真館

### 2 八幡市駅

～市制施行40周年～

また、トーマス・エジソンが八幡の竹をフィラメントにして白熱電球の実用化に成功したこと、ちんぷ、駅舎もリニューアル。日が暮れると、駅舎の屋根が白熱電球のように暗闇に浮かび上がるようになっており、利用者を温かく迎えています。



市制施行当時の八幡市駅  
現在の八幡市駅

◆問い合わせ 秘書広報課

## コミュニティバスやわた

### 車内広告を募集

市では、「コミュニティバスやわた」の車内に掲示する広告を募集しています。年間約9万人が利用するバスは、お店や企業の商品などのPRに最適です。キャンペーンやイベント案内などにご利用ください。

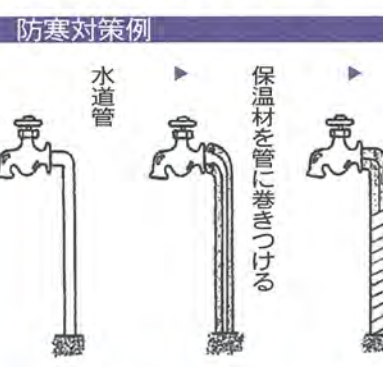
年間約9万人が利用



お店や商品のPRに

▽対象とする広告物 企業や商品のPR、イベント案内など  
▽募集枠 コミュニティバス

## 水道管の凍結にご注意ください



気温が氷点下4度以下の厳しい寒さになると防寒の不十分な水道管内では、水が凍り破裂することがあります。凍結は屋外に配管された次のようなところで多く発生します。

- ・管が露出(むき出し)しているところ
  - ・風あたりの強いところ
- ★防寒対策としては  
左の図のように、保温材を管に巻きつけ、保温材自体が水に濡れないように上からビニールテープ等でしっかり巻いてください。
- ★水道管が破裂したら  
メーターボックス内にある元栓(止水栓)を閉めてから、上水道課か八幡市指定給水装置工事業者へ連絡してください。

◆問い合わせ 上水道課

## 3月末から 橋本駅周辺の通行ルートが変更

京阪橋本駅周辺の道路整備工事の完了に伴い、**小金川踏切は除却**され、3月末(予定)から、右の図のとおり通行ルートを**新設道路**に変更します。

◆問い合わせ 都市整備課



新設道路は高架で、下の道路とは接続していません。踏切除却後は、↓の方向のみ通行可能です。

## 利用済み券20枚で新しい1枚に



コミュニティバスやわたの利用済み一日乗車券20枚(交換した利用済み一日乗車券は除く)を新しい一日乗車券1枚と交換します。

▽交換場所  
管理・交通課(市役所2階)  
市民体育館  
生涯学習センター

◆問い合わせ 管理・交通課

### 国民健康保険料等の負担を軽減

## 非自発的失業者の保険料軽減

会社の倒産や解雇等により失業した国民健康保険(国保)加入者の保険料を軽減します。軽減を受けるには、届け出が必要です。▽対象 次の①②の要件をいずれも満たす人。

①離職時点65歳未満  
②雇用保険の「特定受給資格者」または「特定理由離職者」と認定されている。  
※雇用保険受給資格者証に記載されている離職年月日と離職理由コード(下の表)を確認します。

▽軽減方法 失業者の前年給与所得を実際の3割とみなして保険料を算定し、また高額療養費負担限度額等の所得区分の再判定を行います。

※給与所得以外の所得や失業者本人以外の国保加入者の給与所得は対象外です。  
▽軽減期間 離職日翌日の属する月から翌年度末の間

■要件となる離職理由と離職理由コード番号

離職理由コード	離職理由
11	解雇(離職理由コード50の重責解雇を除く)
12	天災その他の理由により事業の継続が不可能になったことによる解雇
21	雇止めによる退職(雇用期間3年以上、契約更新1回以上、雇止め通知ありの場合)
22	雇止めによる退職(雇用期間3年未満、更新明示ありの場合)
23	契約期間満了(雇用期間3年未満、更新明示なし)
31	事業主からの働きかけによる正当な理由のある自己都合退職、退職勧奨
32	事業所移転に伴う正当な理由のある自己都合退職
33	やむを得ないと判断される自己都合退職(被保険者期間が12カ月以上の場合)
34	やむを得ないと判断される自己都合退職(被保険者期間が6カ月以上12カ月未満の場合)

※受給期間終了後、雇用保険受給資格者証を破棄されている場合は公共職業安定所(ハローワーク)でご相談ください。

## その他の失業者の保険料減免

退職による国保加入者が雇用保険を受給する場合、その受給期間に相当する保険料について、所得割の月給資格者証、印かん

※失業等により前年より所得が著しく減少する国保加入者も減免の対象となる場合があります。詳しくは、国保医療課までお問い合わせください。

## 一部負担金の減免等

国保加入者が、医療機関で1カ月に支払う一部負担金が高額となる場合、一定の要件に該当すれば一部負担金を減免します。

▽減免期間 原則として年間3カ月以内(医師の意見により最大6カ月)

▽要件 ①国保加入者全員の直近3カ月の収入が生活保護基準額の1・1倍に世帯の医療費自己負担限度額

### 福祉医療制度のお知らせ

## 医療費の自己負担金を助成

市では、市内在住の健康保険加入者を対象に、医療費の自己負担金の一部を助成する5種類の福祉医療制度を実施しています。

各医療制度の内容に該当するが、手続きしていない人は、国保医療課で申請してください。

医療費の給付

福祉医療制度の受給者証を交付された人は、京都府内の医療機関等で診療を受けた場合、受給者証を提示することで、窓口で助成を受けられます。なお、京都府外で診療を受けた場合は、別途申請の手続きが必要です(いったん通常の自己負担額を支払った後、医療費支給申請書に領収書を添付し、国保医療課に提出すると支払った自己負担額のうち、各制度の自己負担分を除いた額で、総医療費を超えない額を給付します)。

### 福祉医療制度

種類	対象	医療費の自己負担	手続きに必要なもの	所得制限
子育て支援医療	中学3年生までの子ども	1カ月1医療機関、入院・外来(医科・歯科)各200円	健康保険証、印かん	なし
ひとり親家庭医療	ひとり親家庭の母または父と18歳未満の子ども、遺児	なし	戸籍謄本、健康保険証、印かん	あり(所得制限額参照)
障がい者医療	身体障害者手帳1~3級または療育手帳を持つ75歳未満の人	なし	障害者手帳または療育手帳、健康保険証、印かん	あり(所得制限額参照)
重度心身障がい老人健康管理事業	後期高齢者医療被保険者で身体障害者手帳1~3級または療育手帳を持つ人	なし	後期高齢者医療被保険証、障害者手帳または療育手帳、印かん	あり(所得制限額参照)
老人医療(65歳~69歳)	昭和25年8月1日以前に生まれた人(※) 昭和25年8月2日以降に生まれた人	2割か3割 ※世帯内に65歳以上で住民税課税所得が145万円以上の人がある場合は、3割	健康保険証、印かん	あり(所得制限額参照) 世帯全員が所得税非課税

※次の①②に該当する人。  
①本人、配偶者および同居の扶養義務者(直系血族の親族、兄弟姉妹)の平成28年度の所得税が非課税の人  
②一人暮らしを含む「老人世帯」で所得制限以下の人

### 所得制限額

区分	扶養人数	所得制限額				
		0人	1人	2人	以降1人につき	
ひとり親家庭医療	本人および同居の扶養義務者	236万円未満	274万円未満	312万円未満	38万円加算	
障がい者医療・重度心身障がい老人健康管理事業	本人	360万4千円以下	398万4千円以下	436万4千円以下	38万円加算	
	扶養義務者	628万7千円未満	653万6千円未満	674万9千円未満	21万3千円加算	
老人医療	老人世帯(※)	本人	159万5千円以下	197万5千円以下	235万5千円以下	38万円加算
	一般世帯(60歳未満の人がいる)	世帯全員が所得税非課税				
	昭和25年8月1日以前生まれ	世帯全員が所得税非課税				
	昭和25年8月2日以降生まれ	世帯全員が所得税非課税				

◎上記の額は、平成27年中の所得から本人控除(障害者控除等)や社会保険料控除を差し引いた額です。  
※「老人世帯」とは、同居する家族が満18歳未満や満60歳以上のみで構成されている世帯、もしくは世帯に重・中度の障がい者を有する人を含んだ世帯。

◆問い合わせ 国保医療課

### 老人医療負担金貸付金のお知らせ

市では、市内在住の後期高齢者医療被保険者および老人医療受給者を対象に、入院時の医療費の自己負担分の貸し付けを行っています。

貸し付けには、所得・世帯状況等の要件があります。詳細は、お問い合わせください。

書がない場合あり)または、金融機関口座届出印を持参いただければ保険料収納課でも申し込みいただけます。

保険料の納付には是非、口座振替をご利用ください。  
◆問い合わせ 保険料収納課

## 保険料の納付 お忘れなく! 安心・確実・便利な口座振替の利用を

皆さんに納付していただいた保険料で、各保険制度は成り立っています。保険料は、皆さんが病気やケガをしたときに安心して受診し、必要な治療が受けられる大切な財源です。

国民健康保険料・後期高齢者医療保険料・介護保険料は納期内に、忘れず納付してください。

納期限を過ぎると督促状が送付され、督促手数料や延滞金が加算されます。

保険料を納付するのに困難な事情がある場合は、そのまま放置せず早めにご相談ください。

また、相談なく滞納すると法令に基づき、滞納処分の対象となります

のでご注意ください。

保険料の納付には、安心・確実な口座振替の利用が便利です。

金融機関に納めに行く手間が省けるばかりでなく、納め忘れる心配もありません。

口座振替の申し込みは、市税取扱金融機関(市外の金融機関には申込

# 住民税・所得税・復興特別所得税

平成28年分  
申告期間 **2月20日(月)～3月15日(水)**  
文化センター3階に申告会場

**忘れずに申告しましょう**

私たちが安心して生活していくためには、警察、消防、学校、道路、公園などの公共施設や公共サービスが必要で、国や地方公共団体(都道府県や市区町村)が、社会保障の充実、住宅や道路、河川等の整備、教育や科学技術の振興などの事業を進める主な財源は、税金によって賄われています。  
税の申告は、私たちの暮らしを豊かで快適にするための財源を確保する大切な手続きです。また国民健康保険料や介護保険料などの算定、児童手当などの受給判定にも必要です。忘れずに申告しましょう。

## 住民税(市民税・府民税)

◆問い合わせ 課税課

住民税の申告は、市役所1階の課税課市民税係(5番窓口)へ。

### 住民税の申告が必要な人

- ▼平成29年1月1日現在、八幡市内に住居があり、平成28年中に所得(収入)があった人
- ▼平成28年中(1月1日～12月31日)の所得金額の多少にかかわらず、事業専従者控除を受けようとする人
- ▼公的年金収入だけの人で、雑損控除や医療費控除等の所得控除を受けようとする人
- ▼公的年金収入以外に所得があるが、所得税および復興特別所得税の確定申告が不要な人
- ▼給与所得者で、給与所得・退職所得以外の所得がある人

### 申告書にマイナンバー(12桁)の記載が必要です

平成29年度(平成28年分の収入)の申告から、申告書にマイナンバー(個人番号)の記載が必要です。申告の際には、本人確認書類(番号確認と身元確認)の提示または写しの添付が必要です。

税の申告会場を2月20日(月)から3月15日(水)まで、文化センターで開設します。  
**土・日曜日は開設しません。**

### 本人確認書類

申告書に記載されたマイナンバーの①番号確認および②身元確認を行いますので、必要書類をご用意ください。

- ※マイナンバーカードを取得された人は、当カードのみで確認できます。
- ※代理人が申告書を持参する場合は、①、②に加え③代理権の確認を行います。
- ☆本人が申告書を持参する場合(郵送時は、写しを同封)

- ①以下の書類を一点  
マイナンバーカード(裏面)、マイナンバー通知カード、マイナンバーが記載された住民票の写し、マイナンバーが記載された住民票記載事項証明書
- ②以下の書類を一点  
マイナンバーカード(表面)、顔写真付き身元証明

### 所得税および復興特別所得税の申告が必要な人

▼平成28年中に所得が無かった人  
※申告の必要がない人でも扶養控除・生命保険料控除・地震保険料控除等の住民税の申告をされた場合、住民税額が下がる場合があります。

### 贈本

▼住民税の申告が不要な人  
▼所得税および復興特別所得税の確定申告書を提出している人  
▼収入が給与所得のみで、勤務先から市に「給与支払報告書」が提出されている人

## 所得税および復興特別所得税(国税)

◆問い合わせ 宇治税務署  
☎0774-444141

### 所得税および復興特別所得税の申告が必要な人

▼給与所得者  
給与所得者は年末調整で所得税および復興特別所得税の精算が行われていますので、一般的には申告は不要ですが、次のような場合は確定申告が必要です。  
▼平成28年中の給与の収入が2千万円を超える人  
▼給与を1カ所から受けている人で、給与所得や退職所得以外の所得の合計額が20万円を超える人  
▼家事使用人や外国の在日公館に勤務する人など、給与の支払時に所得税および復興特別所得税を源泉徴収されない人  
▼同族会社の役員やその親族などで、その会社から給与の他に「貸付金の利子や地代、店舗・工場などの賃料、機械・器具の使用料」などの支払を受けている人  
▼火災などの災害による被害を受けたために平成28年中に給与の源泉徴収税の徴収猶予や還付を受けた人  
▼退職所得のある人で「退職所得の受給に関する申告書」が未提出のため、20.42%の税率で源泉徴収された税額が、正規の税額よりも少ない人  
▼事業所得者等  
▼事業所得(営業等・農業)や利子所得、配当所得、一時所得、不動産所得、譲渡所得、雑所得、山林所得などがあり、納付税額が生じる人、または源泉徴収された税額が還付になる人

## 文化センター3階申告会場

月	日	曜日	申告の種類	対応者	時間
2月	20	月	公的年金等所得者申告 還付申告 不動産所得申告 事業(営業等・農業)所得申告	税理士 府職員 税務署職員 市職員	受付時間 午前9時～午後3時 開設時間 午前9時30分～午後4時
	21	火			
	22	水			
	23	木			
	24	金			
3月	27	月	公的年金等所得者申告 還付申告 住民税(市民税・府民税)申告 ※住民税の申告は、市役所1階の課税課市民税係(5番窓口)でも受け付けます。	市職員	開設時間 午前9時～午後4時
	28	火			
	1	水			
	2	木			
	3	金			
	6	月			
	7	火			
	8	水			
	9	木			
	10	金			
13	月				
14	火				
15	水				

2月27日(月)以降は、市職員のみに対応となりますので、相談・受け付けできる申告の種類が限られます。

- ※開設当初は混雑が予想されます。申告書を提出するだけの人は、開設当初を避けてお越しください。
- ※混雑の状況等により、早めに受け付けを終了する場合があります。また、正午から午後1時までには申告相談を行っておりませんので、あらかじめご了承ください。
- ※申告会場では、コピーサービスを行っておりません。
- ※駐車場のスペースに限りがありますので、申告会場へはできる限り徒歩や自転車、路線バス・コミュニティバスなどをご利用のうえ、お越しください。

**土曜日と日曜日は申告の受け付けを行っておりません。**

### 宇治税務署からのお知らせ

## 譲渡所得等の申告は 宇治税務署確定申告会場へ



土地や建物、株式等の「譲渡所得」、「贈与税」や「相続税」の申告等は、直接、宇治税務署へお越しください。 ※文化センターの会場では受け付けをいたしません。

**宇治税務署の確定申告会場は 税務署1階です**

●申告期間 2月16日(木)～3月15日(水) (土・日曜日を除く。ただし、2月19日(日)と26日(日)は受け付けしません)。

●受付時間 午前9時～午後5時

※混雑の状況によっては、長時間お待ちいただくことや、早めに(午後4時頃)受け付けを終了させていただく場合がありますので、ご了承ください。

※申告会場へお越しになる際には、電車・バス等の公共交通機関をご利用ください。

### 公的年金等を受給されている人へ

次の①と②の両方に該当する場合は、所得税および復興特別所得税の確定申告(提出・納税)が不要です。

① 公的年金等の収入金額の合計額が、**400万円以下**  
② 公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が、**20万円以下**

ただし、①と②の両方に該当する場合でも、所得税および復興特別所得税の還付を受けられる人は、確定申告書の提出が必要です。

**ご注意ください!**  
所得税および復興特別所得税の確定申告が不要でも、住民税の申告が必要な場合があります。  
住民税に関しては、市役所課税課市民税係におたずねください。

**申告書等は国税庁ホームページで作成できます!**

画面の案内に従って入力すれば、税額などが自動計算され、所得税及び復興特別所得税の申告書や青色申告決算書などが作成できます。

作成コーナー 検索

国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」のメリット

- いつでも利用可能! (確定申告期間中は、休日を含め24時間利用できます。)
- 税務署に出向く必要なし! (e-Tax又は印刷して郵送等により提出することができます。)
- 自動で税額を計算! (収入金額や控除金額などを入力することで、税額を自動で計算することができます。)
- プリントサービスにも対応! (コンビニエンスストア等のプリントサービス(有料)を利用して、申告書等を印刷することができます。)

### ●振替納税の領収証書送付取りやめのお知らせ

現在、国税を口座振替で納付していただいている人には、口座振替の都度、金融機関から領収証書が送付されていますが、会計検査院の指摘を踏まえ、国の経費削減の観点から、平成29

年1月以降、領収証書の送付に代えて、次のとおり対応しています。納税義務者の皆様のご理解とご協力をお願いします。

①振替納税をご利用いただいている人で、申告所得税および復興特別所得税または消費税および地方消費税をe-Taxで申告していただ

ている人は、e-Taxホームページ等の「振替納税結果」メニューから振替納税結果が確認できるようになりました。

②振替納税をご利用いただいている人で、書面による証明が必要な人には、税務署にて口座振替がされた旨の証明を行います。

◆問い合わせ 宇治税務署 ☎0774-44-4141 (自動音声案内に従って電話機を操作してください)

### 住宅の改修工事で固定資産税を減額

も現行の省エネ基準に適合し、改修工事に要した費用(補助金等を除く)の合計が50万円を超えるもの。

**1 熱損失防止改修工事**  
住宅の熱損失防止改修工事を実施した場合、その家屋の固定資産税額(120㎡まで)の3分の1相当を減額します。

【減額される要件】  
▽平成20年1月1日以前から存在する住宅(賃貸住宅を除く)で、改修後の床面積が50㎡以上であること。  
▽平成30年3月31日までに、次の①の工事、または①と合わせて②から④の工事を行った住宅で、改修部分がいずれ

も現行の省エネ基準に適合し、改修工事に要した費用(補助金等を除く)の合計が50万円を超えるもの。

①窓の断熱改修工事(必須)  
②床の断熱改修工事  
③天井の断熱改修工事  
④壁の断熱改修工事

【減額の期間と額】  
改修工事が完了した年の翌年度分のその家屋の固定資産税額(120㎡相当分まで)の3分の1を減額。

【手続き】  
改修工事が完了後3カ月以内に、建築士事務所に登録する

**2 バリアフリー改修工事**  
住宅のバリアフリー改修工事を実施した場合、その家屋の固定資産税額(100㎡まで)の3分の1相当を減額します。

【減額される要件】  
▽新築した日から10年以上を経過した床面積50㎡以上の住宅(賃貸住宅を除く)で、次のいずれかの人が居住する住宅。①65歳以上の人(改修工事が完了した翌年1月1日現在) ②申請時に要介護認定または要支援認定を受けている人または障がいのある人  
▽平成30年3月31日までに、次の①⑤⑧のバリアフリー改修工事を行い、補助金等を除く自己負担金が50万円を超える工事。①廊下の拡幅②階段の緩急緩和③浴室の改良④トイレの改修⑤手すりの取り付け⑥床の段差解消の引き戸への取り替え⑧床表面の滑り止め

【減額の期間と額】  
改修工事が完了した年の翌年度分のその家屋の固定資産税額(100㎡相当分まで)の3分の1を減額。

【手続き】  
改修工事が完了後3カ月以内に、地方公共団体・建築士事務所に登録する建築士・指定確認検査機関・登録住宅性能評価機関、住宅瑕疵担保責任保険法人のいずれかが発行した証明書と耐震改修工事の工事内容が記載された明細書・領収書(写し)を添付し、申請してください。

**3 耐震改修工事**  
住宅の耐震改修工事を実施した場合、その家屋の固定資産税額(120㎡まで)の2分の1相当を減額します。

【減額される要件】  
▽昭和57年1月1日以前から存在する住宅であること。  
▽平成30年3月31日までに、現行の耐震基準に適合する改修工事を完了していること。  
▽「耐震改修工事」の費用の合計が50万円を超えるもので

あること。  
【減額の期間と額】  
改修工事が完了した年の翌年度分から、次のとおりその家屋の固定資産税額(120㎡相当分まで)の2分の1を減額。  
・平成30年3月31日までに改修工事が完了し、1年間通行障害既存耐震不適格建築物に該当する家屋の改修工事が完了し、2年間改修工事が完了後3カ月以内

に、地方公共団体・建築士事務所に登録する建築士・指定確認検査機関・登録住宅性能評価機関、住宅瑕疵担保責任保険法人のいずれかが発行した証明書と耐震改修工事の工事内容が記載された明細書・領収書(写し)を添付し、申請してください。

【手続き】  
改修工事が完了後3カ月以内に、地方公共団体・建築士事務所に登録する建築士・指定確認検査機関・登録住宅性能評価機関、住宅瑕疵担保責任保険法人のいずれかが発行した証明書と耐震改修工事の工事内容が記載された明細書・領収書(写し)を添付し、申請してください。

【減額は適用されません。】  
③耐震改修工事で減額を受けると、①熱損失防止改修工事と②バリアフリー改修工事では、減額は適用されません。

◆問い合わせ 課税課

### 市税の納付は口座振替が便利

口座振替を利用すると、納期限の日に指定の口座から自動的に振替(払込)します。このため、各税の納期ごとにわざわざ出向くことなく、納め忘れもありません。

振替は各納税義務者の税目単位で行います。軽自動車税は、所有されている軽自動車すべての税を振替します。口座振替の申し込みは、市税取扱金融機関(市外の金融機関には申込書がない場合あり)または納税課で行うことができます。振替は平成29年度分からとなります。市外金融

融機関で口座振替申込書がない場合は、自宅へ郵送することもできます。郵送を希望される場合は、早めに納税課までご連絡ください。 ※ゆうちょ銀行の場合は、納税課で受け付けできません。ゆうちょ銀行で申し込んでください。

◆問い合わせ 納税課

### 第6回 子ども・子育て会議

日時 2月21日(火) 午後2時~  
場所 分庁舎会議室A  
傍聴定員 10人(先着順)  
▽傍聴受付 当日の午後1時40分~50分に会場入り口で行います。  
◆問い合わせ 保育・幼稚園課



- 子ども・子育て支援センター すくすくの杜(欽明台東2-1/☎972-1085)
- 子育て支援センター あいあいポケット(男山指月3-11 指月児童センター内/☎983-8747)
- 第二子育て支援センター そよかぜ(八幡三反長10 南ヶ丘第二保育園内/☎981-5009)

【子育て相談】  
子育てについての悩みや困ったことなど、気軽に相談ください。月曜~金曜日(祝日除く)午前9時~正午、午後1時~4時

【発達相談】  
子どもの発達についての相談に応じます。(予約制)  
▶受付=月曜~金曜日(祝日除く)午前9時~正午、午後1時~4時  
▶相談日=月曜~金曜日(全支援センター)

【常時開設】  
市内在住の妊婦さん、および就学前のお子さんとその家庭(すくすくの杜は、おおむね3歳未満のお子さんとその保護者のみ)を対象に、親子で遊ぶ場、子育て相談、育児の情報交換の場を無料で提供しています。

▶開設日=月曜~金曜日(全支援センター) および土曜日(すくすくの杜のみ、あいあいポケットは第2土曜日のみ)

▶利用時間=午前9時~正午、午後1時~4時

▶休館日=祝日および年末年始(12月29日~1月3日)  
※山城中部に気象警報が発令されている場合は休館となります。

◎常設プログラム  
親子で同じ体験をして、共感し合いましょう。詳細は各センターにお問い合わせください。

<すくすくの杜>

▶月曜~土曜日(体操・お話)▶金曜日(みんなであそぼう)▶第1・3金曜日(すくすく赤ちゃん※0歳からおおむね1歳半)▶第2・4金曜日(すくすくげんきっこ※1歳半からおおむね3歳)

<あいあいポケット>

▶月曜~金曜日(お話・砂遊び)▶月曜日(体操)▶火曜日(みんなであそぼう)

<そよかぜ>

▶月曜~金曜日(お話)▶水曜日(みんなであそぼう)▶木曜日(体操)

【サロン】 子育てについて、お母さん同士で気軽におしゃべりしましょう。時間は午前10時~11時15分。  
<ママカフェ>

▶15日(水)あいあいポケット▶22日(水)すくすくの杜  
対象 妊婦さんとおおむね生後2カ月から6カ月の親子

### \* ファミリーサポートセンターの会員募集 \*

子育てで困ったとき、近くに頼める人がいると子育ても安心できます。依頼したい人、子育てに協力したい人は、これを機会に登録してみませんか。

**ファミリーサポートセンターとは**  
育児の援助を受けたい会員(利用会員)と育児の援助を行う会員(サポート会員)が、互いに助け合う有償ボランティアの会員組織です。保育施設等への送迎や外出時の一時預

かりなど、子育て家庭に必要な援助を地域でサポートします。

サポート会員・利用会員になるには会員登録が必要です。

◆サポート会員  
市内在住で子育ての援助が出来る25歳以上の人が対象。特別な資格は必要ありませんが、申し込みとセンター主催の講習会の受講が必要です。  
※原則、子どもを預かる場所はサポ

ート会員の自宅で、宿泊を伴う援助活動はできません。

◆利用会員  
市内在住で生後6カ月児から10歳までのお子さんを持つ人が対象。センターで入会申し込みが必要です。※利用会員とサポート会員の両方の会員に登録することもできます。

◆申し込み・問い合わせ  
ファミリーサポートセンター(指月児童センター内)(☎・FAX971-1109、月~金の午前9時~正午、午後1時~4時)

### わかたけ保育園が本園舎での保育を再開

仮園舎(旧八幡第五小学校)に移転していた、わかたけ保育園の本園舎大規模改造工事の終了に伴い、2月13日(月)から本園舎(男山笹谷6番地1)での保育を再開します。

なお、2月13日は電話の移設工事のため、同園の電話(☎983-1313)が使用できません。ご連絡の際は、臨時電話(☎090-6978-1886)へお願いします。

◆問い合わせ 保育・幼稚園課

<ひよこサロン>

▶21日(火)あいあいポケット  
対象 妊婦さんとおおむね生後2カ月から6カ月の親子

<あいあいサロン>

▶20日(月)あいあいポケット  
対象 妊婦さんとおおむね生後2カ月から1歳半の親子

<そよかぜサロン>

▶9日(木)そよかぜ  
対象 妊婦さんとおおむね生後2カ月から1歳半の親子

※重複参加可能です。  
【あそびの広場】 妊婦さんと1歳半から就学前の親子が対象。時間は午前10時~11時30分。※重複参加可能です。

▶8日(水)・13日(月)橋本児童センター▶17日(金)竹園児童センター

【赤ちゃんの広場】 妊婦さんとおおむね生後2カ月から1歳半程度の親子が対象。赤ちゃんと一緒に手遊びやふれあい遊びをしましょう。時間は午前10時~11時15分。保育園で行う赤ちゃんの広場は各保育園へ事前に申し込みを、それ以外の場所は直接会場までお越しください。(保育園からは1カ所選んで参加してください。それ以外の場所は重複参加可能です。★は離乳食展示あり)

▶1日(水)みその保育園▶3日(金)竹園児童センター▶6日(月)みやこ保育園▶8日(水)南ヶ丘保育園、★くすのき保育園▶9日(木)南ヶ丘第二保育園▶22日(水)橋本児童センター▶27日(月)市民交流センター

【お話の事前】 生後6カ月から就学前のお子さんを対象に、絵本の読み聞かせなどをします。子育て相談もできます。時間は午前10時30分~11時15分。

▶2日(木)八幡市民図書館

【双子(多胎児)交流会】 双子以上のお子さんがある人または妊娠中の人を対象。親子で自由に遊び、交流をしましょう。子育て相談もできます。

▶14日(火)午前10時~11時15分、すくすくの杜

【子育て講座】

①「こどもと食事」▶6日(月)午前10時~11時30分、あいあいポケット  
対象 妊婦さんと生後2カ月から就学前のお子さんの保護者

②「はじめての離乳食」▶7日(火)午前9時30分~11時30分、すくすくの杜  
対象 生後2カ月から6カ月の親子6組

持ち物 エプロン、三角巾、手拭きタオル、飲み物、子ども用食事エプロン・スプーン

③「こどもの気持ち」▶16日(木)午前10時~11時30分、あいあいポケット

対象 妊婦さんと生後2カ月から就学前のお子さんの保護者

④「人形劇」▶18日(土)午前10時30分~11時、すくすくの杜  
対象 妊婦さんと生後2カ月から就学前の親子

⑤「親子クッキング」▶24日(金)午前9時30分~12時、橋本公民館  
対象 1歳半くらいから就学前の親子8組

持ち物 エプロン、三角巾、手拭きタオル(親子とも)

⑥お父さんの子育て講座「ふれあって遊ぼう!」▶25日(土)午前11時~11時30分、すくすくの杜  
対象 妊婦さんと生後2カ月からおおむね3歳の親子

⑦「親子で楽しもうボール遊び」▶28日(火)午前10時30分~11時30分、あいあいポケット  
対象 1歳半くらいから就園前の親子15組

⑧「絵本デビュー講座」▶A3月3日(金)・10日(金)あいあいポケット▶B3月7日(火)すくすくの杜▶C3月29日(水)そよかぜ

時間 午後1時30分~(A~C)、2時~(B・C)、2時30分~(B)

対象 講座参加日で生後4カ月以上になる0歳の親子各5組(先着順)※親子で絵本事業や過去の同講座で絵本を受け取られた人は対象外となります。

持ち物 母子手帳または子育て支援医療費受給者証  
絵本リスト 1.いいいいいいばあ 2.おてがでたよ 3.がたんごとんがたんごとん 4.いやだいやだ 5.くだもの

※上記から好きな絵本を1冊選んで、申し込んでください。

申し込み ①・③・⑤・⑦はあいあいポケット(③は1日~、⑤・⑦は6日~)、②・④は1日からすくすくの杜、⑥は申込不要、⑧は2月1日~15日に受講希望センターへ。

●保育園の開放日  
※育児相談もしています。※時間は午前10時~11時30分(☆は午前10時~11時)。※申込不要。直接、園にお越しください。できるだけ歩いてお越しください。

南ヶ丘保育園(☎981-3125) ...▶13日(月)園児と遊ぼう▶21日(火)園庭開放

南ヶ丘第二保育園(☎982-3330) ...▶15日(水)園庭開放▶27日(月)クラスに入って一緒に遊ぼう

みその保育園(☎981-8101) ...▶6日(月)園児と遊ぼう▶20日(月)園庭開放

みやこ保育園(☎981-2511) ...▶8日(水)園庭開放▶13日(月)わくわくランドで遊ぼう

八幡保育園(☎981-7491) ...▶3日(金)豆まき

山鳩保育園(☎981-0982) ...▶15日(水)新聞紙遊び

男山保育園(☎982-0701) ...▶3日(金)みんなで豆まき▶28日(火)ベビーマッサージ・ベビータンゴ(予約制)※抱っこひもを持参ください。

ぶどうの木保育園(☎982-9013) ...▶2日(木)紙で遊ぼう・給食試食※スプーン、食食用エプロン、手拭きタオルを持参ください。▶☆毎週木曜日園庭開放

くすのき保育園(☎983-1200) ...▶15日(水)おでんパーティー・おもちゃつくり

山鳩第二保育園(☎981-0700) ...▶10日(金)リトミック▶15日(水)ミュージックケア

●幼稚園の開放日  
※時間は午前10時~11時30分(△は午前10時30分~正午)。※申込不要。直接、園にお越しください。

八幡幼稚園(☎981-0180) ...▶10日(金)園庭開放▶22日(水)園児と一緒に遊ぼう

八幡第二幼稚園(☎981-6950) ...▶22日(水)人形劇鑑賞▶28日(火)園庭開放

八幡第三幼稚園(☎982-8566) ...▶2日(木)園庭開放▶20日(月)ちびっこコンサート

八幡第四幼稚園(☎982-2447) ...▶21日(火)ミニコンサート▶24日(金)園庭開放

橋本幼稚園(☎982-0607) ...▶22日(水)一緒に歌おう!(ミニチャイルドコンサート)▶27日(月)園庭開放

なるみ幼稚園(☎982-3368) ...▶△8日(水)「なるみにおいでよ!ともだちつろう!」

●こども園の開放日  
有都こども園(☎981-0873) ...▶14日(火)親子で一緒に打楽器にふれよう

※時間は午前10時~11時30分※申込不要。直接、園にお越しください。▶毎週月曜・火曜日の午前・午後ちびっこ広場、毎週金曜日の午前・午後にびよびらんど(祝日を除く)(各5組予約制)

▶月曜~金曜日の午前・午後保育相談(各1組予約制)

※時間はいずれも午前は10時~11時30分、午後は1時30分~4時。

【赤ちゃんの広場】

▶17日(金)※時間は午前10時~11時15分。生後2カ月から1歳半の親子対象(予約制)。

認定こども園歩学園幼稚園(☎971-5687) ...▶16日(木)園庭開放▶23日(木)親子リトミック

※時間はいずれも午前10時30分~11時30分(予約制)。

認定こども園早苗幼稚園(☎981-2268) ...▶8日(水)園庭遊び(雨天中止)▶15日(水)「おしばいごっこ」公開▶22日(水)模造紙あそび(6組予約制)

※時間はいずれも午前11時~正午。1~3歳対象。上靴、飲み物を持参ください。

八幡北地区

Table with 3 columns: 氏名, 電話, 担当地域. Lists names and contact info for the Yatsuji North area.

八幡中央地区

Table with 3 columns: 氏名, 電話, 担当地域. Lists names and contact info for the Yatsuji Central area.

橋本・西山地区

Table with 3 columns: 氏名, 電話, 担当地域. Lists names and contact info for the Hashimoto/Yamanashi area.

地域担当委員134人 主任児童委員 11人

男山北地区

Table with 3 columns: 氏名, 電話, 担当地域. Lists names and contact info for the Otsumi North area.

男山南地区

Table with 3 columns: 氏名, 電話, 担当地域. Lists names and contact info for the Otsumi South area.

八幡南地区

Table with 3 columns: 氏名, 電話, 担当地域. Lists names and contact info for the Yatsuji South area.

民生委員・児童委員は、福祉に対する理解と熱意のある市民を八幡市民生委員推薦会が推薦し、京都府を経て厚生労働大臣が委嘱し、民生委員は、地域児童の健全育成を進める児童委員の役割も兼ねていることから、一般に「民生・児童委員」と呼ばれています。一定の地域を受け持つ活動する地域担当委員と小学

地域福祉の担い手に

校区単位で児童の育成環境を整備や児童虐待の対応などを担当する主任児童委員に任せられます。民生委員は、地域住民の福祉全般に関する困りごとや心配ごとの相談を受けて助言を行います。そのほか市役所や社会福祉協議会などと連絡するなどの役割として活動します。



民生・児童委員の主な活動

- 【調査】 地域内の高齢、障がい、母子、父子など、福祉問題を抱えている世帯の有無や、その世帯のニーズの把握を行っています。
【相談】 地域で共に生活する隣人として、福祉に関する悩みや心配ごとの相談に応じています。
【情報提供】 各種福祉制度やサービスについての情報提供を行っています。
【連絡調整】 相談を受けた福祉問題について、適切な対応がとれるように、市や関係機関と連絡調整を行っています。
【その他】 各種証明書などの取り扱い業務のほか、行政や社会福祉協議会などが実施する諸活動(要援護者の見守りなど)に協力しています。

地域の身近な相談役 お気軽にご相談ください

各地域ごとに担当の民生・児童委員は決まっています。お住まいの地域を担当する民生・児童委員の名前や連絡先がわからないときなど、詳しくは福祉総務課にお問い合わせください。民生・児童委員には守秘義務があり、相談内容などの秘密は厳守されますので、お気軽にご相談ください。

◆問い合わせ 福祉総務課

八幡東地区

Table with 3 columns: 氏名, 電話, 担当地域. Lists names and contact info for the Yatsuji East area.

新たに委嘱された 民生・児童委員を紹介します

平成28年12月1日付けで、厚生労働大臣から民生委員・児童委員が委嘱されました。任期は平成31年11月30日までの3年間で、市内をおおむね小学校区ごとの7地区に分けて活動します。一定の地域を受け持つ活動する地域担当委員が134人、主に小学校区ごとに児童問題を担当する主任児童委員が11人です。



▶就労促進対策  
パソコン集中講座

日時 3月7日(火)~10日(金)の4日間 ①ワード2010講座(午前9時~正午)、②エクセル2010講座(午後1時~4時)※②の最終日はパワーポイント2010講座  
場所 八幡人権・交流センター  
定員 各講座11人(応募多数の場合は就職活動中の40歳から60歳の人を優先して抽選)  
費用 各講座400円(教材費)  
申込み・問合せ 2月1日(水)~15日(水)に郵便番号、住所、氏名(ふりがな)、年齢、電話番号、就職活動の有無、参加講座(①ワード講座のみ、②エクセル講座のみ、③ワード・エクセル講座両方)を八幡人権・交流センター(〒614-8073八幡軸63、☎981-3127、FAX983-4545)に電話、FAX、または直接窓口へ※郵送は不可。

▶竹炭作り体験参加者募集

竹細工作りの体験もできます。  
日時 3月14日(火)午前9時~午後3時、15日(水)午後1時~3時(小雨決行。14日が雨の場合は順延)  
場所 男山レクリエーションセンター  
定員 先着30人  
参加費 300円  
持ち物 弁当(うどんが足りない人のみ)、飲み物、軍手、炊事用手袋、作業しやすい服装、長靴、ペットボトル(竹酢液入れ)、レジ袋  
※初日は昼食にうどんのふるまいあり。  
申込み・問合せ NPO法人八幡たけくらぶ=熨斗(☎・FAX983-6585)、森脇(☎090-2447-3835)

イベント

▶淀川水系  
一斉美化アクション

2~3月の期間に、淀川水系(桂川・宇治川・木津川・淀川)の7エリアで連携して清掃活動を行います。  
①第10回桂川流域クリーン大作戦  
日時 2月5日(日)午前9時~11時30分※雨天時は2月12日(日)。  
集合場所 かわきた自然運動公園  
②木津川流域クリーン大作戦  
日時 2月12日(日)午前9時~10時30分※雨天時は2月19日(日)。  
集合場所 流れ橋周辺  
対象 高校生以上の団体または個人※中学生以下は要大人同伴。  
申込み 氏名(団体名)、電話番号を記入し、FAXで淀川管内河川レンジャー事務局(FAX611-2271)へ。  
問合せ 淀川管内河川レンジャーアドバイザー=仁枝(☎・FAX631-6606)

▶八幡人権・  
交流センターまつり

広げよう!仲間のわ つくろう!人権のわ  
日時 3月4日(土)午前10時~午後4時※入場無料。  
場所 八幡人権・交流センター  
内容  
【第1部(午前10時~)】▶保育園児のうた▶人権学習総合講座受講生による「ハワイアンフラ」  
【第2部(午後1時30分~)】▶人権学習総合講座受講生による「ゴスペルライブ」▶猿まわし芸人 村崎修二さん・耕平さん講演「いのちみつめて」&猿まわし披露 ※その他、人権学習総合講座の作品展示や模擬店もあります。  
定員 各部ともに先着150人※講演において、手話通訳・要約筆記を希望される人は、2月22日(水)までに下記へお申し込みください。  
問合せ 八幡人権・交流センター(☎981-3127、FAX983-4545)

▶桜を愛でる大歌堂  
中村邸特別公開

お茶とお菓子をいただきながら、中村邸大広間から石清水八幡宮の男山借景を楽しめます。※大歌堂の説明有。  
日時 4月1日(土)、2日(日) ①午後1時~2時、②午後2時30分~3時30分、③午後4時~5時  
場所 安居橋東詰集合  
定員 各回先着10人  
参加費 500円  
申込み・問合せ 3月10日(金)午後5時までに、電話でやわた観光ガイド協会(☎981-1141)へ

▶山城地域  
消費生活リレー講座

「老いる前に身の周りを整理しよう」  
日時 2月13日(月)午後1時30分~3時30分  
場所 男山公民館第2会議室  
対象 18歳以上の人  
定員 40人  
講師 川口 啓子さん(大阪健康福祉短期大学介護福祉学科教授)  
参加費 無料  
申込み・問合せ 参加申込用紙(市民協働推進課、生活情報センター、男山公民館で入手可)をFAXまたはメールでNPO法人コンシューマーズ京都(☎251-1001、FAX251-1003、メールsyodanren@mc2.seikyone.jp)へ

▶くらしのセミナー

充実した生活を送っていただくためのセミナーや施設見学会を開催します。  
日時 ①2月18日(土)、②3月4日(土)、③3月9日(木)※①・②は午後1時30分~3時、③は正午~午後3時30分。  
場所 ①・②文化センター3階第5講習室、③小堀京仏具工房(京都市山科区西野山百々町88)  
内容 ①「変わる相続制度のポイントについて(パート1)」-相続と遺言書一、②「変わる相続制度のポイントについて(パート2)」-相続と税金一、③小堀京仏具工房見学  
講師 ①谷口 幸夫さん(宇治市公証役場公証人)、②大高 俊生さん(税理士法人大高事務所税理士・公認会計士)  
定員 ①・②各30人(先着順)③19人※③は①・②の参加者の中から抽選。  
参加費 無料  
申込み・問合せ 電話で生活情報センター(☎983-8400、FAX983-8401)へ

▶宇治茶世界文化遺産  
登録推進シンポジウム  
~アジアから見る「宇治茶の文化的景観」~

日時 2月19日(日)午後1時30分~4時  
場所 京都学・歴史館大ホール(京都市左京区下鴨半木町)  
対象 お茶に興味のある府民など  
定員 約300人(先着順)  
内容 ①講演「世界遺産と文化的景観 その事例・考え方/稲葉 信子さん(筑波大教授)」、②トークセッション「アジアから見る宇治茶の文化的景観」  
参加費 無料  
申込み 2月10日(金)までに名前、連絡先(電話、FAXまたはメール)、参加人数を京都府府民総合案内・相談センター(☎411-5000、FAX411-5001、メール411-5000@pref.kyoto.lg.jp)へ  
問合せ 京都府農産課(☎414-4944、FAX414-4974)

市民ギャラリー



「雪の花咲く背割の桜並木」  
匿名希望

あなたも一言

今回は、新成人の皆さんから「将来の夢」をテーマにメッセージをいただきました。



八幡御馬所  
鹿野 祐暉さん

私の夢は、大好きな八幡市に恩返しをすることです。恩返しといってもさまざまな方法があると思いますが、私は八幡市をより一層盛り上げることが恩返しにつながると考えています。将来はその夢を叶えられる職業につければ幸いです。



川口東扇  
塩見 美麗さん

私の夢は、保健室の先生になることです。現在は短期大学の養護保健学科に通い、救急処置や心のケアを学ぶなど、夢を実現させるために一生懸命に努力しているところです。生徒たちが気軽に来室でき、少しでも安心できるような保健室を目指したいです。



八幡科手  
簗 一樹さん

私の夢は、自分で旅館を運営することです。それまでに、日本だけでなく海外にも旅行に行き、現地のおもてなしや文化、マナーを学ぶなど、いろいろな経験をしたいです。今年の3月には、ドイツに行く予定なので、夢に生かせるように、充実した旅にしたいと思います。

▶メッセージの掲載希望者募集

4月号への掲載を希望される人は2月1日(水)~2月20日(月)(電話・窓口受付は土日祝を除く)に秘書広報課へ。  
※詳しくは市ホームページをご覧ください。

国民年金からのお知らせ

「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」が発行されます

国民年金保険料(その年の1月1日~12月31日に納付分)は、所得税および住民税の申告において全額が社会保険料控除の対象となります。社会保険料控除を受けるには、納付したことを証明する書類の添付が必要です。

「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」は、①平成28年1月1日~9月30日に国民年金保険料を納付した人には昨年11月上旬、②平成28年10月1日~12月31日に初めて国民年金保険料を納付した人には、2月上旬に日本年金機構

本部から送付されます。なお、ご家族の国民年金保険料を納付された場合も、納付された本人の社会保険料控除に加えることができますので、ご家族あてに送られた控除証明書を添付して申告してください。

もし、控除証明書を紛失された場合は、下記の専用ダイヤルへお申し出ください。

**ねんきん加入者ダイヤル**  
3月15日(水)まで  
☎0570-003-004(ナビダイヤル)  
※一般の固定電話の場合、市内通話料金でご利用いただけます(携帯電話等の場合は、通常の通話料金がかかります)。  
※050から始まる電話の人は、☎

03-6630-2525にお電話ください。

公的年金等の源泉徴収票が送付されます

厚生年金・国民年金の「老齢年金」など、老齢(退職)を支給事由とする公的年金は、税法上「雑所得」として所得税の課税対象となります。

この内、「老齢年金」の額が108万円以上(65歳以上の人は158万円以上)の人については、所得税を源泉徴収することになっています。

日本年金機構から、平成28年1月~12月に「老齢年金」を受け取られている全員に平成29年1月

下旬に源泉徴収票が送付されます。

源泉徴収票は、税務署で年金以外に給与収入があり確定申告するときや、源泉徴収の還付を受けられるときに添付する必要があります。

もし、源泉徴収票を紛失された場合は、下記へお申し出ください。なお、「障害年金」や「遺族年金」については非課税のため、源泉徴収票の送付はありません。

**ねんきんダイヤル**  
☎0570-05-1165(ナビダイヤル)  
※050から始まる電話の人は、☎03-6700-1165にお電話ください。問合せ 市民課年金係・京都南年金事務所国民年金課(☎643-2547)

情報ひろば

市役所への問い合わせは  
☎983-1111(代)  
FAX982-7988へ  
市の主催・共催・後援のみ掲載

市政情報

要介護認定を受けている人の税金の控除について

市では、介護保険制度の要介護認定を受け、一定の要件を満たしている人に確定申告や市民税申告の税金の控除に使用できる「障がい者控除対象者認定書」「おむつ代医療費控除確認書」を発行しています。

障がい者控除対象者認定書

手帳をお持ちでない人でも「障害者控除」や「特別障害者控除」が受けられます。判定基準日は、控除を受ける所得のあった年の12月31日または死亡日になります。

※「身体障害者手帳」「療育手帳」「精神障害者保健福祉手帳」「戦傷病者手帳」などをお持ちの人や、非課税で申告の必要がない人は不要です。

おむつ代医療費控除確認書

寝たきりの高齢者などがおむつを

使用している場合は、医療費控除の対象となることがあります。

初めて控除を受けるときは、医師の発行する「おむつ使用証明書」が必要です(様式は高齢介護課にあります)。控除を受けて2年目以降は、市が発行する「おむつ代医療費控除確認書」で控除が受けられます。※要件などの詳細につきましては、高齢介護課までお問い合わせください。確認書の申請書類は、高齢介護課窓口や市ホームページで入手できます。

※窓口で申請される人は、印かんが必要です。

問合せ 高齢介護課

普通救命講習Ⅰ

日時 2月19日(日)午前9時~正午

場所 消防本部

対象 16歳以上の市民および市内在勤・在学の人

定員 30人

内容 成人に対する心肺蘇生法(胸骨圧迫、人工呼吸)、AED(自動体外式除細動器)の取り扱い

講師 救急救命士および消防職員

参加費 無料

その他 テキストは当日配布します。筆記用具を持参し、実技に適した服装で参加してください。講習終了後、修了証を交付します。

申込み・問合せ 2月18日(土)までに電話で消防本部警備課救急係(☎981-1849)へ

対象 高校新1~3年生

受付期間 2月1日(水)~28日(火)

場所 福祉総務課または山城北保健所綴喜分室

※申請時には印かん、銀行口座番号等がわかるもの、平成28年度課税証明書、合格決定通知書または生徒手帳の写し、③④世帯の場合はそれを証明する書類が必要です。

問合せ 山城北保健所綴喜分室(☎0774-63-5745)、福祉総務課

介護サービス費が高額になったとき

在宅・施設サービスの1カ月あたりの利用者負担額の合計額(同じ世帯に複数の利用者がある場合は世帯の合算額)が、【表】の負担上限額を超えた場合、申請により超えた額を高額介護サービス費として支給する制度があります(すでに申請されている人は手続き不要です)。

※次の負担額については対象外です。

- ◆食費・居住費や日常生活費などの保険給付対象外の利用者負担額
- ◆住宅改修費、福祉用具購入費の1割負担額
- ◆保険給付の支給限度額を超える利用者負担額

利用者負担段階区分	負担上限額
生活保護を受けている人	
利用者負担を15,000円に減額することで生活保護の受給者とならない人	個人15,000円 世帯15,000円
市民税非課税世帯の人	世帯24,600円
市民税非課税世帯で、合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の人	個人15,000円 世帯24,600円
市民税非課税世帯で老齢福祉年金を受給している人	
市民税課税世帯の人	世帯37,200円
医療保険制度における現役並み所得者相当の人(※)	世帯44,400円

(※)現役並み所得者相当の人とは、同一世帯内に65歳以上で課税所得145万円以上の人がある人。ただし、以下の要件を満たす人は、申請により自己負担限度額が世帯37,200円となります(対象となる可能性がある人には通知をお送りします)。

・単身世帯で収入が383万円未満、65歳以上の人2人以上の世帯で収入の合計が520万円未満。  
問合せ 高齢介護課

募集

市アルバイト登録者募集

市では、次の職種のアルバイト登録者を募集しています。

募集職種 一般事務、幼稚園教諭、保育士、保育補助員、看護師、保健師、庁務員、給食調理員、図書館司書、ごみ収集技術員、放課後児童クラブ支援員

※勤務時間や賃金は、職種、職場、資格の有無によって異なります。なお、必要に応じて、登録者の中から雇用していきますので、必ず雇用があるとは限りません。予めご了承ください。

応募条件 平成29年4月1日現在、満18歳以上65歳未満の健康な人  
※高校生は応募できません。  
登録有効期間 平成29年4月1日~平成31年3月31日の2年間  
応募方法 市指定の登録申込書に必要事項を記入し、写真(縦4cm×横3cmで単身、無帽、正面、胸上サイズ)を添付のうえ、人事課へ提出してください。※登録申込書は人事課にあります。

問合せ 人事課

市民農園の利用者募集

市民農園の入園者を募集しています。

場所	① 野尻正畑	② 大芝	③ 福祿谷
面積	33㎡	16.5㎡	
利用料	19,800円/年	8,400円/年	
募集区画	若干	若干	

※①は給水施設、農機具、個人ロッカー、トイレ、休憩棟、駐車場あり。利用期間は8月31日まで。利用料は月割。

対象 市内在住・在勤の人  
申込み・問合せ 農業振興課、または市ホームページにある申込用紙に記入し、提出。(先着順)

高校生給付型奨学金の支給について

府では、市民税非課税世帯で①母子・父子世帯、②児童世帯、③障がい者世帯、④長期療養者世帯のいずれかに該当するお子さんに、奨学金等を支給しています。※①は父母を除く20歳以上65歳未満の人と同居の場合は原則、申請できません。③は障がいの程度要件があります。

# 生活情報センターだより

## 若者をターゲットにしたマルチ商法に注意!



【事例】SNSで知り合った人から「SNSで誰かを誘って会員になってもらえば紹介料が入る。その人が他の人を誘うことができれば、さらにお金が入り、本業以上に稼げる」と言われ、ある販売組織への加入を勧められた。「最初に営業マニュアルを20万円で購入する必要がある」と言われたが、そんなに払えないので、クレジットカードの分割払いで決済した。その後購入したマニュアルどおりに何人か誘ったが、誰も加入してくれず、全くもうからない。解約したい。(20歳代・男性)

【アドバイス】「誰かを誘って加入してもらえば紹介料が入る」などと勧誘し、最初に商品などの費用を負担させる「マル

チ商法」の一種です。今、若者を狙った「インターネットを介したマルチ商法」が増えていいます。思ったように会員を増やせないため、紹介料が入らず支払いだけが残ったという苦情が、全国の消費生活センターに寄せられています。マルチ商法は別名「破綻商法」ともいい、実際にもうけられるのは組織のごく一部の上位者だけです。

このような契約では、契約書面をもらってから20日間はクーリング・オフすることができます。思い当たることがあればなるべく早く生活情報センターにご相談ください。

問合せ 生活情報センター (☎983-8400、FAX983-8401)

### ▶司法書士無料法律相談

#### 相続登記はお済みですか月間

相続登記などに関する相談に司法書士が応じます(予約不要)。

日時 2月18日(土)午後1時~4時

場所 文化センター3階第1講習室

問合せ 京都司法書士会 (☎241-2666)

### ▶南部一斉無料法律相談

争いごとや心配ごとは、早めに弁護士にご相談ください。相談時間は1人30分です。

日時 2月17日(金)午後1時~4時

場所 生活情報センター

定員 先着6人(予約制)

申込み・問合せ 2月15日(水)までに生活情報センターに電話(☎983-8400)か直接窓口へ

### ▶第5回

#### 家族のきずな作文発表会

「今こそみつめなおそう 家族のきずな!」

綴喜地区、相楽地区、久御山地区の小学5年生99人が発表します。地域の小学生による生オーケストラ演奏も有。※参加費無料。申込不要。

日時 2月12日(日)午後1時30分~4時

場所 けいはんなプラザ交流棟3階大会議室(京都府相楽郡精華町光台1-7)

定員 250人

問合せ 相楽西モラロジー事務所=

前田(☎0774-95-6680、FAX0774-95-6681)



# 生活

## ▶し尿収集日程のお知らせ

土井はブロック③→④に変更となっておりますので、ご注意ください(表の○数字はブロック番号)。

問合せ 城南衛管 ☎631-5171 FAX631-6011

①	2月20日(月)	科手
②	2月21日(火)	橋本、高坊、大谷、長町、樋ノ口、川口、高原
③	2月1日(水)、2月22日(水)	八幡木津川以北、森垣内、名残、川口(高原を除く)、双栗、戸津(国道1号線以西)、下奈良(国道1号線以西)、二階堂
④	2月2日(木)、2月23日(木)	土井、山柴、千束、垣内山、吉野垣内、吉野、柴座、旦所、山路、森、御馬所、菖蒲池、山本、今田、園内、西島、三本橋、馬場、三ノ甲、沓田、五反田、平田、長田、石不動、軸、岸本、東林、高畑、神原、舞台、吉原、渡ル瀬、式部谷、中ノ山、盛戸、源氏垣外、平谷、柿木垣内、小松、城ノ内、河原崎、枚方、パイパス沿線
⑤	2月3日(金)、2月24日(金)	清水井、松原、広門、植松、女郎花、三反長、隅田口、山下、大芝、男山指月、男山吉井、男山松里、久保田、山田、一ノ坪、砂田、安居塚、福祿谷、月夜田、南山、美濃山
⑥	2月6日(月)、2月27日(月)	内里、戸津(国道1号線以東)、下奈良(国道1号線以東)
⑦	2月7日(火)、2月28日(火)	上奈良、野尻、岩田、里上津屋、浜上津屋

## ▶不用品情報

### ▼ゆずります

スポーツ・レジャー用品▼スキー板(150cm・155cm・165cm)と靴(25cm・27cm)(無料)▼ガス・石油▼ガスヒーター(無料)▼ガスファンヒーター(無料)▼スタンドライト(無料)▼家具▼二人掛けソファ(無料)▼組立式学習机と回転椅子(無料)▼ベビー用品▼チャイルドシート(無料)▼その他▼押入れ用額3個(無料)▼ひな人形5段(金屏風・ぼんぼり含む)(無料)、電動ろくろ(無料)△ゆずってください

電気△ポータブルミシン 楽器△電子オルガンまたはキーボードその他△杵と臼

問合せ 生活情報センター (☎983-8400、FAX983-8401)

## ▶大型ごみの持ち込み

1日5点まで(すべて有料)

【祝日】2月はありません。  
【平日】月曜日~金曜日、午前8時30分~午後4時30分  
※戸別収集は要予約。

場所 市役所別館環境業務課  
問合せ 環境業務課 (☎983-5340)

## ▶食用廃油の回収日程表

問合せ 環境業務課

8日(水)	上奈良・下奈良・上区・中区・内里・三区公会堂、石清水ビューハイツ、双栗・五区集会所、川口天満宮前、市役所庁舎東側、八幡人権・交流センター、八幡御馬所、南山小西側、柿ヶ谷集会所、福祿谷114・166番地
10日(金)	長町北・樋ノ口集会所、長町児童公園、長町11番地、橋本公民館、橋本栗ヶ谷26番地、ひつじ・やぎ公園、足立寺史跡公園

※回収日の午前8時までにし出してください。

※食用廃油用回収箱を各箇所に設置していますので、食用油の元の容器またはペットボトルに入れて出してください。

## 図書館コーナー

図書館へのお問い合わせは

- ◆八幡市民図書館(☎982-7322)
- ◆男山市民図書館(☎982-4123)

## ▶2月の図書館休館日

### 八幡市民図書館

3日(金)、10日(金)、17日(金)、23日(木)、24日(金)

### 男山市民図書館

空調設備改修工事のため、2月28日(火)まで(予定)。ご不便をおかけしますが、ご理解、ご協力をお願いします。なお、引き続き返却ポストはご利用いただけます。

※休館期間中、「旧八幡第4小学校」へ、毎週月曜日・木曜日(祝日を除く)に自動車文庫の臨時巡回を行います。月曜日 午前10時30分~11時30分、木曜日 午後3時~4時。

2月の臨時巡回日 2日(木)、6日(月)、9日(木)、13日(月)、16日(木)、20日(月)、27日(月)※図書館ホームページでもご覧いただけます。

## NEW BOOK 新着図書紹介

### 【児童図書】〈ものがたり〉

「ジョージと秘密のメリッサ」

アレックス・ジーノ/著

島村 浩子/訳

体は男だけど、心は女のジョージ。だから男としてくらすのは苦しい。本当の自分をわかってほしいんだ!!小学高学年から。

### 【成人図書】

日本の神様と楽しく生きる

平藤 喜久子

愛欲と情念の京都案内 花房 観音

国家は破綻する 藤巻 健史

ジョージと秘密のメリッサ

## ▶自動車文庫の巡回日程

午後1時に大雨注意報・警報発令時は運休。なお、注意報発令時は、天候により巡回する場合があります。

30分間停車します	
2月21日(火)	内里(有都福祉交流センター) 14:00~ 上津屋里垣内(四季彩館) 14:40~ 八幡長町・北(小沢氏宅前) 15:30~
2月1日(水)、2月22日(水)	橋本栗ヶ谷(メロディハイム前) 16:20~
2月7日(火)、2月28日(火)	男山石城(地域包括ケア複合施設YMBT) 13:20~ 岩田岩ノ前(石田神社御旅所) 14:10~ 橋本意足(あらかし公園) 15:00~ 西山足立(橋本児童センター) 15:40~ 橋本西山本(橋本橋東側) 16:20~
2月8日(水)	南ヶ丘保育園 14:10~ 美濃山御幸(みゆき南公園) 14:50~ ファインガーテンスクエア(西玄閣) 15:30~ 男山笹谷(D19棟南側) 16:20~
2月14日(火)	橋本塩釜(島岡歯科医院前) 13:40~ 南ヶ丘児童センター 14:20~ 八幡山田(しのめ公園) 15:00~ 美濃山幸水(幸水集会所) 15:40~ 子ども・子育て支援センター 16:20~
2月15日(水)	岩田松原(魚清前) 13:10~ ケアハウスポポロ21 14:00~ 八幡長町・南(児童遊園) 14:50~ 八幡樋ノ口(今井氏宅前) 15:30~
2月15日(水)	有都交流センター 14:10~ 川口(まつむし児童公園) 14:50~ 有都小学校 15:30~ 美濃山小学校 16:20~

## ペットボトル本体は ㊦ ではありません

ペットボトルは資源物として個別に回収しています(キャップ・ラベルは取り除きプラスチック製容器包装へ)。お近くの資源物回収場所の専用回収容器にお出しください。

お近くに回収場所がない場合や、回収場所まで出しに行くことが困難なときは、「燃やさないごみ」としてお出しください。

【お願い】資源物回収容器にできるだけ多くの量が入られるように、ペットボトルやカンは、つぶしてお出しください。

## 汚れの取れないプラスチック製容器包装は燃やすごみへ

汚れていたり、においの取れない状態のプラスチック製容器包装は、リサイクルできないため、処理場で燃やすごみに再分別されます。プラマークがついていても、汚れの落ちないものについては、燃やすごみにお出しください。

問合せ 環境業務課



### 困ったときは ご相談ください

市役所代表番号  
☎983-1111、FAX982-7988から  
各課にお問い合わせください。

#### ◆弁護士相談

市民協働推進課

【電話予約制、先着8人】  
相続・離婚・金銭問題・借地・借家・近隣トラブル・交通事故等の法律相談に弁護士が応じます。時間はいつでも午後1時15分～4時です。1人20分。

相談日	場所	予約開始日
2月7日(火)	文化センター	1月31日(火)～
2月14日(火)	2階第1会議室	2月7日(火)～
2月21日(火)	生活情報センター	2月14日(火)～
3月7日(火)	文化センター	2月28日(火)～

※予約は、午前9時から電話で生活情報センター(☎983-8400)へ。利用される人は前回の利用から少なくとも2カ月の間隔を空けてください。

#### ◆司法書士相談

市民協働推進課

【電話予約制、先着5人】  
土地建物、登記、契約、相続、消費者金融問題等の法律相談に応じます。時間は午後1時30分～4時です(相談時間は1人30分)。▶2月23日(木)生活情報センター※予約は16日(木)午前9時から電話で生活情報センター(☎983-8400)へ。利用される人は前回の利用から、少なくとも2カ月の間隔を空けてください。

#### ◆行政相談

市民協働推進課

国や府、市などの行政に関する苦情や意見・要望を受け付けます。時間は午後1時30分～4時です。  
▶2月17日(金)文化センター2階第1会議室

#### ◆児童虐待の通告について

子育て支援課

月曜～金曜日 午前8時30分～午後5時(緊急時は土日祝日、夜間の対応をします)  
※府宇治児童相談所京田辺支所(☎0774-68-5520)でも対応します。

#### ◆母子父子家庭相談

子育て支援課

母子・父子家庭の皆さんの相談を受け付け、悩みごとを解決する情報を提供します。月曜～金曜日(祝日除く)午前10時～正午・午後1時～4時、子育て支援課

#### ◆家庭児童相談室

子育て支援課

子どものことで心配なことがあれば一緒に考え、助言をします。月曜～金曜日(祝日除く)午前8時30分～午後5時、子育て支援課

#### ◆ふれあい福祉相談

ふれあい福祉センター

福祉に関する相談に応じます。まずは、お電話ください。ふれあい福祉センター(☎983-2000)  
【常設相談】月曜～金曜日 午前9時～午後4時 社会福祉協議会(時間外の夜間・休日はセンターが委託する機関への転送電話で受け付けます)  
【出張相談】火曜～木曜日(祝日除く)午後1時30分～午後3時30分、八寿園

#### ◆人権相談

人権啓発課

人権に関わる相談やいろいろな悩みで悩まず、ご相談ください。時間は午後1時～4時です。▶2月13日(月)▶21日(火)▶27日(月)八幡人権・交流センター※電話相談も受け付けます。(☎981-3127)

#### ◆女性相談

人権啓発課

恋人や親しいパートナーからの暴力、ストーカー、セクハラなどの女性問題について相談に応じます。場所は八幡人権・交流センターです。  
【女性専門相談】(要予約)  
▶2月9日(木)▶23日(木)午後1時30分～4時30分、詳しくは同センター(☎983-1784)へ。  
【常設相談】月曜～金曜日(祝日、年末年始除く)午前10時～午後5時

#### ◆くらしと仕事の相談

生活支援課

専門の相談員が経済的に困りの人の生活や仕事などに関する相談に応じ、解決に向けて支援します。ご家族からの相談にも応じます。まずは、お気軽に来所またはお電話ください。月曜～金曜日(祝日除く)午前9時～午後5時、生活支援課

#### ◆京都ジョブパーク個別就職相談会

#### ◆宇治サポステ若者個別就労相談

商工観光課

専門相談員が求職者等の就職を支援します。時間は午前10時～午後2時。京都ジョブパーク(☎682-8915)、宇治サポステ(☎0774-28-5223)▶2月16日(木)市役所1階相談室(北玄関西側)

#### ◆年金相談

市民課

【電話予約制】  
待ち時間を短縮するため予約制になっています。年金相談を希望される人は下記に予約してください。  
▶2月24日(金)午前10時～午後4時、文化センター3階第1講習室  
予約先 京都南年金事務所お客様相談室(☎643-2620)

#### ◆障がい者(児)相談

障がい福祉課

障がいのある人やその家族からの相談に応じます。時間は午後1時～3時。▶2月7日(火)男山公民館。対象は肢体障がい者・聴覚障がい者

#### ◆消費生活相談

生活情報センター

消費生活全般に関わる相談に、公的資格を持つ専門相談員が応じます。月曜～金曜日(祝日除く)午前9時～正午・午後1時～4時30分、生活情報センター(☎983-8400)

#### ◆介護相談

高齢介護課

高齢者の介護やひとり暮らし高齢者の生活不安に関する相談と情報を提供します。

【地域包括支援センター】(月曜～土曜日(祝日除く)午前9時～午後5時)やまもと(☎982-8000)、梨の里(☎982-0125)、美杉会(☎971-3576)、有智の郷(☎972-1000)  
※次の在宅介護支援センター(日時は地域包括支援センターと同じ)や高齢介護課(月曜～金曜日(祝日除く)午前8時30分～午後5時15分)でも相談できます。京都八勝館(☎982-3883)、京都ひまわり園(☎983-8111)

## 短 信

### ▶ひとり親家庭を励ます 知事と新入学児童等の つどい

京都府知事と一緒にレクリエーション。記念品プレゼントもあります。  
日 時 3月12日(日)午前10時30分～午後2時30分  
場 所 京都テルサ(京都市南区新町通九条下ル)  
申込み ハガキで事前申込が必要です(2月20日(月)まで)。  
※申込方法等の詳細は下記まで。  
問合せ ▶母子=京都府母子寡婦福祉連合会(☎223-1360)▶父子=京都府民生児童委員協議会(☎256-7083)

### ▶パソコン教室

日 時 毎週月曜～土曜日  
◆午前コース(午前9時30分～正午)  
◆午後コース(午後1時30分～4時)  
※上記の曜日以外も相談可。  
場 所 シルバー人材センター  
内 容 ①用途に応じてイラストを②表計算入門③画像処理④動画や音楽メールの作成⑤発表会資料作成⑥自治会・サークルの文書、会計簿、ちらし作成、その他レベルに応じた指導  
受講料 1回2,400円(テキスト代300円別途要)  
申込み・問合せ シルバー人材センター(☎983-0822、FAX982-0721)

### ▶京都マラソン2017 自動車使用自粛のお願い

2月19日(日)午前8時55分から午後3時まで、京都市内で京都マラソン2017が開催されます。大会当日は京都市内の各地で長時間交通規制が行われるため、大規模な渋滞が予想されます。緊急車両・路線バスの運行確保や交通渋滞の発生を防ぐため、自動車の使用をお控えください。  
※自転車、歩行者のコース横断も制限されます。路線バスの経路変更などにもご注意ください。  
問合せ 京都市役所市民スポーツ振興室(☎366-0314、FAX213-3367)



### ▶ヨシ原焼きの実施について

高槻市大字鶴殿・上牧の淀川河川敷に広がるヨシの群生地がヨシ原焼きが行われます。風向きによって、灰が舞い落ちる可能性がありますので、洗濯物などにはご注意ください。  
日 時 2月26日(日)午前9時～正午(雨天または強風時は3月12日(日))。再延期の場合は3月19日(日))  
問合せ 高槻市役所環境緑政課(☎072-674-7483)

### ▶老人憩いの家八寿園 一日体験参加者募集

日 時 2月24日(金)午前10時～11時30分※参加費無料。  
場 所 八寿園※公共交通機関をご利用ください。  
対 象 60歳以上の市内在住者(新規利用者優先)  
定 員 先着20人  
内 容 マグダーツ(スポーツ推進委員が指導)  
持ち物 室内履き、運動しやすい服装  
申込み・問合せ 電話で老人憩いの家八寿園(☎981-8131)へ

### ▶京都府視覚障害者協会 八幡支部講演会

「生涯学習センターおよび公民館について」  
日 時 2月23日(木)午後1時30分～3時※参加費無料。  
場 所 福祉会館3階  
対 象 市内在住の人  
定 員 約30人  
講 師 吉田 順一(生涯学習センター館長)  
問合せ 社会福祉協議会(☎983-4450、FAX983-5798)

### ▶平成29年度 幼児サークル参加者募集

幼児サークルは、児童センターを拠点に親子で体操や絵本の読み聞かせなどを行っています。詳細は、問い合わせ先までご連絡ください。

サークル名	場所	対象	募集人数	活動日時	問合せ
ぴよぴよリズムクラブ	男山児童センター	生後3カ月～1歳半児	親子10組	毎週水曜日10時～11時30分	増田 ☎090-9626-6297
たんぽぽサークル	男山児童センター	1～3歳児	親子10組	毎週金曜日10時～11時30分	入江 ☎982-4711
ばんだサークル	竹園児童センター	0～3歳児	親子10組	毎週月曜日10時30分～正午	百々 ☎971-0806
親子体操「メイツ」	橋本児童センター	生後10カ月位～3歳児	親子15組	毎週木曜日10時～10時50分	判由 ☎090-9542-4436
らっこっこ	市民交流センター	0～3歳児	親子10組	毎週火曜日10時～11時30分	藤本 ☎981-1274

▶高齢者肺炎球菌ワクチン任意接種費用の一部助成

高齢者肺炎球菌ワクチンを任意で接種される費用の一部を助成します。

対象 接種日当日に65歳以上の市民(健康保険を適用して接種する人は除く)

助成額 4,000円(助成は1人1回)

【予防接種の受け方】

①市内の協力医療機関【下表】で接種の場合

予約の有無を確認後、健康保険証など、住所、氏名、生年月日が確認できるものを持参してください。

接種費用は各医療機関で異なります。助成を超えた額は、直接医療機関にお支払いください。

②市外の医療機関で接種の場合

全額を医療機関に支払い、後日、助成の申請をしてください(申請書

は健康推進窓口や市ホームページから入手できます)。医療機関発行の領収書(接種者の氏名、接種年月日、接種費用、予防接種名、領収印のあるもの)、接種済証、印かん、預金通帳など振込先の分かるものを持参し、健康推進課へ。

▶高齢者肺炎球菌定期接種

65歳以上の定期予防接種対象者には個人通知を4月に郵送しています。60歳以上65歳未満(接種日当日)で、身体障がい1級と認定されている心臓・腎臓・呼吸器機能障がいのある人、およびヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障がいがある人も対象となります。詳しくは、健康推進課へお問い合わせください。

八幡市協力医療機関

Table with 4 columns: 医療機関名, 住所, 電話番号, 予約. Lists various medical facilities and their details.

▶骨髄ドナー助成事業

市では、公益財団法人日本骨髄バンクが実施する骨髄・末梢血幹細胞提供あっせん事業において、骨髄等の提供をした人に助成金を交付します。

対象 平成28年4月1日以降に骨髄等の提供をした人で、次のいずれにも該当する人

①骨髄等の提供を行った日に、八幡

市に住所を有している

②他の自治体等から当該骨髄等の提供に対して助成を受けていない

申請期限 骨髄等の提供から90日以内

助成額 入院や面談に要した日数に2万円を乗じた額(1回の提供につき14万円が上限)

申込み・問合せ 申請書(窓口または市ホームページから入手可)に必要書類を添えて健康推進課へ

▶2月の各種健康相談

Table with 2 columns: 窓口健康相談(要予約), 高齢者健康相談. Lists dates and locations for health consultations.

※時間は午前9時30分~11時。都老人の家・有都福祉交流センターは午後1時30分~2時30分。
※窓口健康相談、高齢者健康相談の都老人の家・有都福祉交流センターの実施分は事前に健康推進課へ予約を。

▶発達障害講演会2016

「青年期・成人期の発達障害の就労をめぐる問題」
~医療と福祉の連携によって支援を考える~

日時 3月4日(土)午後2時~
場所 文化パルク城陽東館4階大会議室(城陽市寺田今堀1)

講師 山下 達久さん(京都府立こども発達支援センター所長)、竹村 忠憲さん(京都府発達障害者支援センターはばたきセンター長)

定員 160人(先着順)

申込み・問合せ 2月24日(金)までに京都府立こども発達支援センター(☎0774-64-6141)へ

健康マイレージ事業 応募期限迫る!

応募期限 2月10日(金)必着

各種検(健)診や市内団体が実施する健康に関する教室などに参加し、500ポイント貯まった人は、①②いずれかに使用いただけます。応募忘れがないようにご注意ください。※応募は1人1回。

①景品と交換 クオカード・図書カード・八幡市スポーツ施設(市公園施設事業団)利用券(1,000円分)

②社会貢献 市内の保育園・幼稚園・小中学校などへ寄付(1,000円分)
※さらに、応募者の中から抽選で100人に「健康グッズ」等をプレゼント!!
応募方法 申請書に記入しチャレンジシートを添えて健康推進課へ郵送、または直接窓口へ。



インフルエンザに注意しましょう

予防のポイント

- ①石けんでこまめに手を洗う
②十分な睡眠と栄養をとる
③適度な湿度(50%~60%)を保つ
④外出時はマスクを着用
⑤予防接種を受ける



▶不妊治療を一部助成

対象 市内在住で、かつ京都府内に1年以上住所を有する夫婦(婚姻未届けで事実婚関係にある男女を含む。ただし、人工授精にかかる医療費の助成を申請する場合は戸籍上の夫婦に限る)

対象となる治療および助成金額

- (1)不妊治療
(ア)保険適用分:自己負担額2分の1(1年度あたり限度額6万円)
(イ)人工授精:自己負担額2分の1(1年度あたり限度額10万円)
(2)保険適用される不育治療原因検査、へパリン療法等:自己負担額2分の1(1回の妊娠につき限度額10万円)

「助産師」「保健師」「看護師」募集

勤務内容 新生児訪問、乳幼児健診、成人検診、予防接種等
賃金 助産師・保健師:時間額1,427円、看護師:時間額1,335円
勤務開始日・時間 相談に応じ決定します。健康推進課へご相談ください。
問合せ 健康推進課

※(1)の(ア)、(イ)両方を受けた場合、限度額は(イ)と同額。

申請に必要な書類
①不妊治療等助成金交付申請書、②各種医療機関等証明書、③不妊治療等助成金交付請求書
申請 診療日の翌日から起算して1年以内に上記①~③を健康推進課へ郵送または持参。1年以上経過すると対象外となります。ご注意ください。

※申請書は健康推進課窓口や市ホームページから入手できます。

※なお、体外受精および顕微授精、男性不妊治療については、京都府の特定不妊治療助成が受けられる場合があります。詳しくは山城北保健所(☎0774-21-2192)にお問い合わせください。

▶元気アップ!体操教室

音楽体操、筋トレ、脳トレ、ストレッチ、体の動きをよくする体操など、動いて笑って、体と頭と心を元気にする運動教室です。会場毎に週

1回開催。
参加費 1回500円(初回は参加費無料。お得なパスポートもあります)
※別途、筋トレ用バンド代500円要。
その他 申込み不要。途中回からの参加も可。直接会場へお越しください。

Table with 2 columns: 場所, 日時. Lists dates and locations for the exercise classes.

▶元気アップ!体力測定会

無理なく!楽しく!簡単な体力測定で、日常生活や歩行に必要な体力の状況を確認できます。参加費無料。

Table with 2 columns: 日程, 場所. Lists dates and locations for the physical fitness measurement event.

※①午後1時30分~4時30分、②午前9時30分~11時30分、③午後2時~4時、④午前9時~正午

対象 60歳以上の入

定員 先着30人(②③は20人)

内容 握力、歩行速度、椅子の立ち上がりなど

申込み・問合せ 開催日の14日前までに健康推進課に電話、申込書をFAXまたは直接窓口へ。

# 保健医療

市役所への問い合わせは  
☎983-1111 (代)  
FAX982-7988へ

◆保健コーナーに関する問い合わせは、健康推進課へ（個別に問い合わせがあるものを除く）。  
◎乳幼児健診や予防接種を受ける前に、あらかじめ質問票や予診票を記入してから会場までお越しください。  
◎予防接種を受ける前に、冊子「予防接種と子どもの健康」をよくお読みください。  
◎母子健康手帳を忘れずに持参ください。

### ▶マタニティスクール

これからお父さん、お母さんになる人が対象。申し込みは電話で健康推進課へ（いずれも先着20組）。

- パート1「デンタルケア&絵本」  
▶2月9日(木)午後1時30分～4時、母子健康センター2階
  - パート2「体調管理のコツと簡単レシピ(試食)&先輩ママとの交流会」  
▶2月16日(木)午後1時30分～4時、文化センター3階第6講習室
  - パート3「出産の準備と育児」  
▶2月24日(金)午後1時30分～4時、母子健康センター2階
- ※次回は4月です。

### ▶離乳食教室

日時 2月16日(木)午後1時30分～4時  
場所 文化センター3階第4、6講習室  
定員 おおむね先着15組  
持ち物 エプロン、手ふき、筆記用具、おむつ、ミルク、母子健康手帳  
申込み 2月13日(月)までに電話で健康推進課へ（当日欠席のときは必ず連絡してください）。

### 休日応急診療所

☎983-3001

診療日 日曜日・祝日・年末年始  
場所 八幡園内73-3(市役所北側)  
診療科目 内科・小児科・歯科  
受付時間 午前11時30分～午後5時30分  
診療時間 午前～

### 小児救急医療

次の医療機関では、休日・夜間に小児専門医が当直し、小児救急患者を診察します。  
●男山病院(☎983-0001) 毎週金曜日(祝日は除く) 午後6時～翌朝8時  
●宇治徳洲会病院(☎0774-20-1111) 診療時間は直接病院へお問い合わせください。  
●田辺中央病院(☎0774-63-1111) 24時間365日

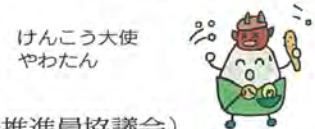
### 小児救急医療電話相談

☎#8000 または ☎661-5596  
小児科担当看護師や小児科医師が、休日・夜間の電話相談に応じます。  
相談時間 午後7時～翌日午前8時  
※土曜日は午後3時～翌日午前8時

## 2月の乳幼児健康診査・育児健康相談のご案内

事業名	会場	日程	受付時間	対象	3月の日程
4カ月児健康診査	母子健康センター	10日(金)	午後1時～2時	平成28年10月1日～10月20日生 平成28年10月21日～11月10日生	17日(金)
		27日(月)			
10カ月児育児健康相談 ※①	子育て支援センター(男山指月)	1日(水)	午前9時30分～10時30分	平成28年3月生 ※上記以外の乳幼児も希望があれば、当日母子健康手帳を持って直接会場へお越しください。計測・相談に応じます。(予約不要)	1日(水)
	男山公民館	2日(木)			2日(木)
	美濃山コミュニティセンター	6日(月)			6日(月)
	橋本公民館	7日(火)			7日(火)
	母子健康センター	8日(水)			3日(金)
	八幡人權・交流センター 有都福祉交流センター	10日(金) 14日(火)			10日(金)
1歳6カ月児健康診査	母子健康センター	17日(金)	午後1時～2時	平成27年7月26日～8月10日生	8日(水) 22日(水)
3歳児健康診査	母子健康センター	21日(火)	午後1時～2時	平成25年8月生	14日(火)
		22日(水)			15日(水)

※各健診の対象者には通知しています。  
※①男山公民館・子育て支援センターには駐車場がありません。  
【持ち物】母子健康手帳、質問用紙  
【健診内容】身体計測、内科診察(健診のみ)、育児相談、発達確認をします。  
◎1歳6カ月児健康診査では手作りおやつを試食があります。(協力:市食生活改善推進員協議会)  
◎1歳6カ月児健康診査、3歳児健康診査は栄養相談、歯科健診(ブラッシング指導)があります。歯ブラシをお持ちください。  
◎3歳児健康診査は視力検査と尿検査があります。尿検査は、健診当日の朝の尿を容器にとってお持ちください。



### 定期予防接種のお知らせ

持ち物:母子健康手帳、予診票 (必ず持参。持っていない人は健康推進課まで連絡ください)

B型肝炎予防接種が定期化されています  
対象 平成28年4月1日以降生まれで生後1歳に至るまでの人には順次個別通知を行っています。※標準的な接種期間は生後2カ月～9カ月。

#### 【集団接種】

種別	日時・場所	対象年齢・接種方法	次回の日程
BCG	2月7日(火)午後1時20分～2時20分 <母子健康センター>	生後1歳に至るまでに1回 (標準的な接種期間:生後5カ月～8カ月に達するまで)	3月9日(木)

#### 【個別接種(通年)】

対象者には個別通知を行っています。送付された予診票と母子健康手帳、健康保険証など住所が確認できるものを必ず持参して、予診票裏面の指定医療機関にて対象年齢内に接種を受けてください。

予防接種名	内容
ヒブ・小児用肺炎球菌、四種混合(ジフテリア・破傷風・百日咳・不活化ポリオ)、麻しん風しん混合(MR)、水痘ワクチン、二種混合(ジフテリア・破傷風)、日本脳炎(※①)、子宮頸がん予防ワクチン(※②)	

※①特例対象者(平成8年4月2日～平成19年4月1日生)に当てはまる人で日本脳炎の接種が完了していない人は、20歳未満の間に接種可能。  
※②現在、積極的勧奨(個別通知)を行っていません。接種にあたってはその有効性と副作用が起こるリスクを十分に理解した上で受けるようにしてください。  
【注意事項】  
◆接種の際は予診票が必ず必要です。通知が届かない人や転入された人、予診票を紛失された人は健康推進課まで申し込みください。(電話申込可)  
◆市外での接種を希望する人は、2週間前までに健康推進課へご連絡ください。

## 健康豆知識

知って得する!! 今日から役立つ!!

### ■ 身体を温める食事 ■

「冷えは万病の元」と言われるように、体温が1度下がると代謝が10～20%、免疫力は30%も低下し、病気にかかりやすくなります。温かい食べ物でお腹の中からじんわり身体を温め、寒い季節を乗り切りましょう。

●薬味をうまく使う…生姜が代表的。すりおろしたり、スライスして使用します。さらに、ネギやんにく、梅干しも効果的です。  
●たんぱく質を摂る…肉類、魚介類、卵類を食べると消化時に胃が熱を発生し、身体が温まります。  
●ビタミンEを補給…末梢血管を広げて血行をよくします。魚、食用油、アーモンドが代表的。  
減塩豚汁のレシピ(4人分)  
△豚肉…80g △大根…80g △さつまいも…80g △ごぼう…40g △人参…40g △こんにゃく…80g △干しシイタケ…2g △ネギ…40g △だし汁…600cc △みそ…小さじ4 △生姜のすりおろし…適宜

■作り方  
①豚肉は一口大、大根・人参・さつまいもはちょう切り、干しシイタケは戻して千切り、ネギは小口切りにする。  
②こんにゃくは3cmくらいの短冊に切り、ゆでる。ごぼうは太めのさがきにして水にさらす。  
③だし汁にシイタケの戻し汁を加え、野菜を柔らかく煮る。豚肉を加え、さらにひと煮立ちさせる。  
④みそを③に加え、ネギを入れる。  
⑤碗に盛って、最後に好みで生姜をのせる。  
問合せ 健康推進課

皇后盃第35回全国都道府県対抗女子駅伝競走大会

京都府が全国優勝



雪の中を力走する又村選手(京都新聞社提供)

1月15日、京都市で皇后盃第35回全国都道府県対抗女子駅伝競走大会が行われ、立命館宇治高等学校2年の又村菜月選手と西内彩恵選手が、京都代表としてチームの優勝に貢献しました。

又村選手は起伏のある第5区約4kmを走り、西内選手はサブメンパーとして応援やサポートで選手らを支えました。

八幡市から代表2人



メダルをかけ笑顔の又村選手(右)と西内選手

又村菜月 選手(男山東中学校出身) 吹雪に苦戦も気持ちで前へ

来年こそ走って連覇貢献

西内彩恵 選手(男山第三中学校出身)

大会を終え、又村選手は「一昨年は代表に選ばれながら走れず、チームも僅差で2位になり悔しかったので、優勝できてすごくうれしいです」と、ほっとした様子。西内選手は「強い選手を間近で見ることができて、すごく良い経験になりました。来年は自分も走って、連覇に貢献したいです」と、次大会へ向けた抱負を語ってくれました。

筆先に心を込めて

第20回松花堂新春書初め席書大会

「寛永の三筆」の一人とされる松花堂昭乗ゆかりの松花堂庭園・美術館で1月22日、第20回松花堂新春書初め席書大会が開催され、幼児から高校生までの86人が心を込めて半紙に筆を運びました。

「曲がりやはねに気を付けて力強く書く」など、助言を受けながら、見本を参考にゆっくりと丁寧に書いていきました。その後、参加者は悩みながら選んだ一番良いと思う作品を親や会員に披露し、作品展へ出品しました。



手本を見ながら課題に取り組み参加者

まちの話題

このページでは、市民の皆さんの活躍やまちの話題などを紹介していきます。身近な話題や、広報紙についての意見を、秘書広報課までお寄せください。

誓いの言葉を述べる簗一樹さん(左)と佐野奈津子さん



新成人 飛躍誓い 第一歩

新成人の門出を祝う「成人式」が1月9日、文化センター大ホールで行われ、振り袖や袴、スーツ姿の新成人447人(対象者653人)が出席し、成人としての第一歩を踏み出しました。

「もっといいまち」市長に提言

八幡市子ども会議

松花堂美術館で12月23日、よりよいまちを目指す「八幡市子ども会議」の委員が、取りまとめた意見を市長に提言しました。

- 市のPRを動画で
竹灯籠を流れ橋に
特産の梨を給食に



班で制作した市のPR動画に合わせて踊りを披露する小学生班

班で制作した市のPR動画を考案。来年度より実施される中学校給食で実際に提供し、八幡の特産品の梨をたくさんの人に知ってもらいたいと市長に提言をしました。